

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年2月12日（水）16時9分～17時17分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業パートナー弁護士

<自治体等>

鶴澤 広司	千葉県	総合企画部 次長
吉川 泰弘	千葉県	総合企画部 参事
井上 智之	千葉県	総合企画部政策企画課 副参事
鎌田 広大	千葉県	総合企画部政策企画課 副参事
横土 俊之	千葉県	県土整備部 次長
藪谷 直幸	千葉県	県土整備部都市整備局公園緑地課 課長
青柳 修司	千葉県	県土整備部都市整備局公園緑地課 副課長

<関係省庁>

片山 壮二	国土交通省	都市局公園緑地・景観課 課長
石川 啓貴	国土交通省	都市局公園緑地・景観課 公園利用推進官
伊賀川 直美	国土交通省	都市局公園緑地・景観課 課長補佐

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局 参事官
鷹合 一真	内閣府	地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会

- 2 議事 都市公園の公募設置等指針における有効期間の延長について
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題ですが「都市公園の公募設置等指針における有効期間の延長について」ということで、国土交通省様、千葉県様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料ですが、国土交通省様、千葉県様から御提出いただいております。こちらは公開予定でございます。また、本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明は千葉県様のほうから10分程度、国土交通省様のほうから10分程度で行っていただきます。

その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、都市公園の公募設置等指針における有効期間の延長に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、千葉県様から御説明をお願いいたします。

○横土次長 千葉県でございます。

本日は、本県の提案を御説明させていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速、説明に入らせていただきたいと思います。

1枚スライドをめくっていただけますでしょうか。

県立都市公園では、老朽化した施設の再整備やレジャーの多様化に対応するため、再整備を進めています。その再整備に当たり、民間活力を導入して、海外や首都圏からの公園利用者呼び込み、地域活性化の拠点となるよう、宿泊施設などの設置を検討しています。

公園施設を設置できる制度として、都市公園法の設置管理許可、PFI法に基づくPFI事業、都市公園法改正により創設されたPark-PFIの3種類があり、それぞれ期間が最長10年、30年、20年となっています。

長期間の計画が可能であること、民間事業者のノウハウや技術を活用しやすいなどから再整備に当たっては、Park-PFIを採用していきたいと考えています。

次のスライドをお願いします。

県立都市公園の再整備に当たり、民間事業者11社からヒアリングを実施した中で、宿泊業や不動産業からホテル等の一定規模の施設の場合、20年では資金回収が困難との意見がありました。

Park-PFIは20年という有効期間を認めており、期間中の設置管理許可の更新を自主的に保障し、事業運営を法的に担保しています。また、都市公園の質の向上に向けたPark-PFI

活用ガイドラインでは、20年の有効期間の終了後、設置管理許可を更新することが可能である旨をあらかじめ公募時に示せば、30年も可能と解されるが、その担保としては、協定書になります。

右図のように、都市公園法上、1回目の更新は、公園管理者は許可を与えなければならないとなっておりますが、2回目の更新は、公園管理者が許可することができるとなっております。民間事業者としては、更新について法的な担保が弱く、資金調達にリスクがあると捉えられています。金融機関にもヒアリングしたところ、融資審査にリスクが伴うとの意見もございました。

したがって、Park-PFIの有効期間を30年に延長することについて、法的担保を確保することが必要と考えております。

次をお願いします。

現在再整備の検討を進めている蓮沼海浜公園の事例を紹介します。

本公園は、成田空港から車で約35分という立地で、日本最大級の九十九里浜に近接した自然豊かな立地にもかかわらず、6割以上が県内利用者となっております、利用者も減少傾向となっております。

その状況は、参考資料1、2のとおりです。

また、開園から半世紀が経過し、多くの施設で老朽化が目立っており、その中でも年間20万人が訪れる屋外プールは維持管理が課題となっております。

次のスライドをお願いします。

レジャーの多様化が進んだ現代のニーズに沿う、新たな集客施設等の導入を始めとする再整備が必要であることから、令和4年度に地元関係者や学識を入れた検討会議を設置し、マーケットサウンディング等も行いながら再整備に向けた基本方針として策定したものです。

テーマを「九十九里の魅力を感じることができる自然豊かなレジャー&リゾート空間を創出」とし「賑わいの創出」「レジャー・アクティビティ」「海辺の活用」「豊かな自然・憩い」の四つの方向性を示しており、特に「賑わい創出」では、首都圏や成田空港利用者を呼び込むため、宿泊施設や集客施設を誘致したいと考えております。

この基本方針を踏まえ、事業者のアイデアや参加意欲を聴取するため、事業発案に関わるサウンディングを実施し、検討会議の委員からの意見も踏まえ、参考資料3、4のとおり、再整備計画案を策定しました。

本計画案が実現された際には、観光客の増加や、地域経済の活性化がされるとともに、地域住民の生活の質も向上していくものと考えています。

また、公園施設の再整備と成田空港の機能強化は、相互に補完し合い、地域の魅力を高める重要な要素と考えております。

次のスライドをお願いいたします。

この成田空港では、2029年に第3滑走路の新設が予定され、これにより、旅客数は4000

万人から7500万人、空港内従業員は4万人から7万人に増加する見通しとなっています。

本公園は、地域住民はもとより、インバウンド誘客も大いに見込めるポテンシャルを有しております。

次のスライドをお願いします。

このため県では、令和6年12月に、地域未来投資促進法に基づく、成田新産業特別促進区域基本計画を変更し、空港周辺地域に集積を目指す産業として、従来の物流に加えて観光関連など五つの産業を追加したところです。

国際空港周辺という立地条件を生かし、ワンランク上の公園再整備を行い、空港利用者等が訪問または滞在できる観光拠点を形成することにより、観光における国際競争力を強化していきたいと考えております。

次のスライドをお願いします。

本県は、蓮沼海浜公園のほか、多数の県立都市公園を有しており、蓮沼海浜公園と同様、東京湾アクアラインを利用して都心からも近い立地を生かし、富津公園でも再整備の取組を進めています。

蓮沼海浜公園のみならず、県内のPark-PFIの導入を検討している公園に本提案を活用し、これまで以上に質の高い公園を国家戦略特別区域である東京圏に創出したいと考えております。

次のスライドをお願いします。

最後にまとめになりますけれども、Park-PFIの有効期間を法的に30年とし、長期的な民間事業の運営を担保することにより、長期的ビジネスの機会が拡大され、民間事業者がPark-PFIを活用した参入意欲が向上します。

参入事業者の多様化に伴い、より魅力的な公園施設の整備が可能となり、公園利用者の多様化するニーズに対するサービスが向上し、国内外からの訪問者等を受入れる観光拠点が形成されます。

さらに、空港で働く人々を支える生活環境の整備に効果が見込めるものとも考えております。

本県は、来訪客全体で全国2位、訪日外国人数が3位で、観光分野において全国トップレベルのポテンシャルがあり、観光先進国の実現に向けた適地と考えます。

また、成田空港の機能強化のタイミングに合わせ、観光分野における産業拠点の形成を図っている中で、蓮沼海浜公園の再整備を検討しています。

観光客のニーズが高い本県において、全国に先駆けて取組を実施し、成功モデルを示し、全国に波及させていくことで、日本の国際競争力の強化に貢献していきたいと考えており、特別措置として提案させていただきました。

説明は以上になります。

最初に、すみません、自己紹介が漏れてしまいましたけれども、私は、千葉県の県土整備部の次長をしております、横土と申します。よろしくお願ひいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省様から御説明をお願いいたします。

○片山課長 国土交通省都市局公園緑地・景観課長をしております、片山と申します。

では、国土交通省から資料を説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

最初、都市公園法による制度の概要を御説明いたします。先ほど、千葉県さんの資料にもございましたが、都市公園では、かねてより公園管理者以外の者による公園施設の設置管理を可能としております。

これは、都市公園法で、設置管理許可制度というものが設けられております。この制度が設けられた趣旨でございますが、都市公園は公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設でありますので、公園管理者自らが公園施設を設置管理することが原則であるとしておりましたが、自らの経営することが困難な便益施設等もありまして、一方で、自由利用の原則から公園管理者以外の者による公園施設の設置を無制限に許可することはできないということを考えて、このような設置管理許可制度というものを設けてございます。

設置管理の許可を、これは上の箱で、三つ目の黒ポツで10年と設定しております。この許可期間を定めている理由でございますが、四つ目の記載のとおり、同一の私人に長期にわたって公園施設を設置管理させることは、公園の原則である一般公衆の自由な利用に供するという目的を曖昧にするというおそれがあるということと、あと、記載していないのですが、当該都市公園において、施設の役割、許可の前提となった事実関係が時間を経るにつれて変化することも想定されるため、同一の者が途中で何の手續もせず長期にわたって、公園施設の設置管理を行うことは適当でないという考えのもとに、10年という期間を設定してございます。

次のページをお願いいたします。

2 ページ、これも創設の背景でございますので、割愛させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

平成29年度に設けられました公募設置管理制度（Park-PFI）という制度でございます。

こちらにつきましては、図にございますように、設置管理許可制度と黒く白文字で書いてありますが、右上のほうにあります施設は、カフェと書いてありますが、従来の設置管理許可制度は、このカフェの部分につきましては、10年を上限に、民間事業者に設置管理を許可していたものでございます。

ちなみに、10年というのは、更新はその後何回でもできるという制度になってございます。

Park-PFIは、図の下のPark-PFIというところを御覧いただくように、収益施設の設置管理を許可すると同時に、その収益をもって公園施設の整備等に充当していただいて、公共還元していただくという制度でございます。

この制度の特例といたしましては、右の箱、都市公園法の特例というのがございます。まず、一つ目、設置管理の許可期間、設置管理許可制度の10年を20年まで可能にしてあるということ。

二つ目に、公園はオープンスペース性というものが、やはり重要でございますので、2%を原則として、建蔽率というものを設定しておりますが、このボーナスが与えられるということ。

それと、当該施設の利用に際して、便益を高める駐車場等の占用が可能になるということでございます。

4ページをお願いします。

公募対象施設というのは、公募の対象となる便益施設等でございます。

特定公園施設というのは、収益を充当していただく、公共の公園施設でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

一番上の設置管理許可期間に係る特例ですが、説明させていただいたとおり、設置管理許可期間は最大10年、更新は可能としております。

このPark-PFIと申し上げさせていただきますと、Park-PFIの認定を受けた事業者におきましては、認定公募設置等計画というものを提出していただいております。

同計画に基づいて、設置管理許可に係る申請を行った場合は、公園管理者は、最長20年の範囲内で設置管理許可を保障するということになっております。

もちろん設置管理許可を申請するに当たって、途中で当初から大きく趣旨と外れるような内容がなされる場合は、また、その都度審査ということになっております。

建蔽率特例等に関しましては、先ほど説明したとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

千葉県さんからの御提案の概要に対する当省のこれまでの回答でございます。まず、最初の御提案が、Park-PFIの認定期間の上限20年の期間の延長等でございます。

これに対する当省の答えは、記載のとおりでございますが、認定期間終了に合わせて、都市公園法5条1項による設置管理許可を行うことは可能であると。

したがって、Park-PFIの事業者が20年の期間を超えて公園施設を設置することは、現行制度上も可能でございます。

我々都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドラインというものを出しておりますが、このガイドラインにおいても、公園管理者の判断により、認定有効期間の終了後においても、設置管理許可の方針をすることは可能であるという旨ですので、可能であることをあらかじめ公募の時点で明示することは差し支えないと記載しております。詳しくは、7ページ下の参考のところを御覧いただければと思います。

次の8ページをお願いいたします。

千葉県さんからの再意見、サウンディング型調査において、宿泊業等の民間事業者から、一定規模のホテル等施設の資金回収計画が20年では成立が難しく、投資資金の回収が困難

であると言われているということへの対応でございますが、これも先ほどの21ページの回答と同じでございます。ガイドラインにおいて、あらかじめ設置管理許可の更新をすることが可能である旨を公募時に示していただくことは、差し支えないということでございます。

次のページをお願いします。9ページでございます。

千葉県さんからの2度目の再意見でございます。

Park-PFIの認定有効期間後に設置管理許可を与える場合、建蔽率特例が適用されなくなるため、施設規模を抑える可能性があること、サウンディングで言われていることへの対応でございますが、先ほど建蔽率のところでも少し御説明しましたが、都市公園の建蔽率は、100分の2を基本として、これを参酌して、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることが可能としております。

従来からの自治体による都市公園は、かなり条例に委ねているところでもございまして、建蔽率は、かつては100分の2を原則とするとしてございまして、今は100分の2を参酌し、御説明しましたように、地域の実情に応じて、公共団体が条例で定めることが可能としておりますので、これで対応していただけるのではないかと考えております。

10ページをお願いいたします。

千葉県さんからの3回目の再意見でございます。

有効期間を20年プラス10年とする募集方法でも資金調達にリスクがあつて、金融機関からも法的に担保がない形式では、融資審査にリスクを伴うとの意見があるという御提案への対応でございます。

このリスクに関しまして、Park-PFIであっても、先ほど説明しませんでした、Park-PFIの上限は20年なのですが、都市公園法5条1項の設置管理許可に係る期間の上限というのは10年なので、Park-PFIの有効期間の20年と設定されている場合であっても、事業者は事業期間中に、その中間地点である10年の段階で設置管理許可に係る申請を行うことが必要となつてございます。

もし、Park-PFIの有効期間中の設置管理許可の更新段階で、設置管理許可の更新の要件、これは、都市公園法5条第2項で定めておりますが、これを満たさなくなったという場合は、公募設置管理等計画において、公募対象公園施設は、この要件を満たしているということが必須条件でございますので、それは公募施設等設置計画に基づく申請とは言えないということになりまして、公募公園施設管理者は、その要件を満たさなくなった場合は、許可を与える必要はないということになります。

そのため、公募設置管理等指針においては、認定の有効期間の終了後、要件を満たしていることによって設置管理許可を行うことを、あらかじめ公募の段階で明示し、さらに、事業着手前に公園管理者と事業者が、基本協定書を締結して、許可の更新について確認、合意することを公募段階で明らかにしていくことで、Park-PFIと同等の担保がなされるものと考えております。

10ページの一冊下に、神戸市の須磨海浜公園の事例を載せております。

左側が「(5) 事業期間(認定の有効期間)」とございますが、これが、あらかじめ明示しているもの。

それから、基本協定書案というのを、公募設置等指針の公表の段階で、基本協定書も神戸市が提示しておりますが、ここでも第4条に、乙は以降に書いてございますように、方針を可能とする旨を明示しております。

法的に担保がないか形式では、融資審査にリスクを伴うについて、公募時に示す公募設置等指針では、これは行政側が遵守すべきものとして公にされるということは、当たり前なことだと思っておりますので、担保としては十分ではないかということで、協定も含めて、これまでも神戸市さんもこのように出していますし、その後の事例として、横浜市大通り公園のリニューアル事業、これもPark-PFIでなされるものがございますが、こちらも公募設置等指針と基本協定書で、神戸市と同様の規定でなされておりますので、担保として不十分として判断された例はないと我々は認識しております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 ありがとうございます。

国土交通省さんに、法律の読み方について、一、二を教えてくださいたいところがございます。

まず、先ほど認定事業者が、認定公募設置等計画を遵守しないで設置管理を行っている、あるいは設置管理を怠っている場合、10年目の再申請と申しますか、そのときには、5条2項の要件を満たしていないと判断されると御説明をいただいたかと思うのですが、認定公募設置等計画を遵守していない場合には、当然に5条2項の要件を満たさないと解釈できるものなのかというのが、これが伺いたいことの第1点です。

今、第1点で伺ったことは、これは10年目の再申請といいたいでしょうか、再審査の段階の話ですが、第2点目はそうではなくて、当初許可から、再申請までの10年間の間、あるいは10年たって、もう一度許可がされてから10年の間、その10年の期中の話です。その場合に、その期中において、事業者が認定公募設置等計画を遵守していないという事態が発覚した場合には、公園管理者として取り得る手段というものが法律上存在するのでしょうか。

以上2点について、御教示いただければ幸いです。

○石川公園利用推進官 国土交通省公園緑地・景観課の公園利用推進官の石川と申します。

まず、1点目の御質問に対してお答えいたしますと、認定公募設置等計画の場合、法令上、まず、行政のほうが出す公募設置等指針に照らして適切なものであるかという要件と、あとは、都市公園法5条2項の要件に合致しているということと、あと、最終的に公募で

行政が選定するということになるのですけれども、都市公園の機能を損なうことなく、利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められるというものが選定されて、行政のほうで認定して、認定公募設置等計画というものになります。

そのため、認定公募設置等計画に基づかないという事案が生じたときに、その要因は5条2項だけではないと思いますので、必ずしも、認定公募設置等計画に基づかないという理由が、5条2項だけということではないです。ただ、5条2項を満たさない場合は、そもそも認定計画としての要件を満たさないということになっております。

あと、2点目、もし期中とかで認定事業者が計画どおりにやらなかった場合に、行政のほうで取り得るべき措置はあるのかということなのですけれども、Park-PFIに限らず、都市公園法の関係の許認可については、行政のほうで監督処分ができるような規定がございますので、基本的には、何か認定計画に基づかない取組が行われる場合には、そういう形で、まず関与していただく。

行政のほうで、その行為についてある程度許容できるのであれば、認定計画の変更という手続をまずは模索していただいて、そこで変更して、それに基づいてやるということであれば、従来どおり、Park-PFIの特例で、公園管理者が許可をしなければならないという規定が適用されることになるかなと思います。

以上です。お答えになっていますでしょうか。

○安念委員 十分なっています。そうではないかなと、私も思っていたのですが、専門家にクリアにいただいたので、大変ありがたかったです。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも御説明ありがとうございます。

まず、そうしましたら、千葉県に2点お伺いしたいところがあります。一つは千葉県のほうでは、是非、今回、国家戦略特区の区域の拡大も狙っているように思います。今回のテーマは、その中で、千葉県の中でも色々な地域で、特例を使うという意味では、重要なテーマなのかなと思いましたが、そういう御理解になるかどうかです。区域を広げていこうというときに、どういう位置付けだと思われているかが一つです。

もう一点が、国土交通省のほうからは、こういう読み方ができるのではないかというお話があり、国土交通省として工夫されようとしている場所もありつつも、ただ最終的には、実際には役所ではなくて金融機関が判断する部分についておっしゃられているところもあると思いました。今、御説明のあったような内容での募集が十分に行えるのかどうかという辺りについても、お伺いできればと思います。

○横土次長 二つ目のほうの質問から、お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○落合座長代理 はい。

○横土次長 御質問の趣旨は、今の制度でも30年にできるところがあるのではないかと、ところの御質問かと思うのですけれども。

○落合座長代理 はい、国土交通省が追加で補足説明されてきていて、これで本当に十分

なのかどうかということが、ちょっとよく分からないところがありました。このため、千葉県として、どう受け止められているかをお伺いしたいと思いました。

○横土次長 御説明でもさせていただいたのですけれども、やはり民間企業さんあるいは金融機関さんに聞いても、やはりPark-PFIであれば、最初から20年で公募期間がされますので、その間は、先ほど説明したとおり、設置管理の要綱に違反しなければ、ほぼ間違いなく20年で資金計画等を計画できるのですけれども、やはり今、近年の物価の上昇とか、あるいは投資に対しまして、なかなか進んでいないような状況もありますので、20年をさらに延ばして30年にする必要性が生じているのではないかと考えています。

また、成田空港の物流機能を生かして、産業拠点を形成していくと、それらを通じて日本経済を東京圏の一員として牽引していく、安定した住環境とか、あるいは休暇などを過ごせる余暇の環境も重要と考えておりまして、空港から至近の場所での余暇、環境の充実にも資すると考えるために、千葉県内に限って試験的にでも、30年の期間延長を認めていただければと考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

○鶴澤次長 あと、もう一点のほう、総合企画部次長の鶴澤のほうから1点目について回答させていただきます。

私ども委員御指摘のとおり、区域の拡大のほうについても、意識のほうは強く持っております。

そういった意味合いの中でも、今回の場合は、成田空港は至近とは言いながらも、山武市ということで違う区域であること、それから、圏央道などの開通も控えており、そのほか、県内の各市等も結ぶ交通ネットワークの充実なども控えていることもあり、殊にここ1か所というわけではなく、そのほかの広がりもある、同じような考え方で都市公園を整備していく広がりもあると認識してございますので、先ほど、県土整備部のほうからも最後にありましたとおり、成田空港の拠点性を生かして、産業集積を進めて日本経済をリードしていくという大きな目標の中で、そこで働く人あるいは来ていただく方々の満足感を上げるため、あるいは暮らしのクオリティを上げるためには、こういった観光振興的な側面の強化も必要だという認識のもとで、今回の御提案をさせていただいていると考えてございます。

少し長くなりましたが、以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

1点目のほうは、まず、よく分かりました。

2点目のほうも、30年が必要だという御意見自体は分かりましたが、要するに、今回の場合、結局20年と書かれている点、更新というものがあると、やはり更新されるか、されないかということは、一応、いかように書いていても、そこは判断の余地は残しているからこそ、20年としているのであるように見えます。それについて、結局金融機関などの

関係で、千葉県の方でおっしゃっていただいていたのは、リスクが残るのであれば、そのファイナンスにおいて評価が難しくなるので、資金調達が十全にできず、計画として事業会社等も、結果として投資や事業への参画がしにくいということをおっしゃられているのかなと思いました。やはりそのリスクに関する評価ということで、必ずしも十分でないと言われる可能性が依然として残るのではないか、と思われているということなのでしょうか。結論は分かったのですが、どういう考えで、その結論なのかを確認することも大事かと思ひまして、少し御質問をさせていただきました。

○横土次長 ありがとうございます。県土整備次長の横土ですけれども、委員のおっしゃるとおりでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

では、すみません、座長、国土交通省にもお伺いしてもよろしいでしょうか。

○中川座長 どうぞ、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

国土交通省の方でも工夫してお考えいただいたり、事前に更新するつもりがあると言われていたということは、何もない場合よりは、それはもちろん、制度的には踏み込んだ対応をしているところはあるとは思ひます。

ただ、一方で、最終的に、これは誰が判断するのかということになると、やはり事業会社もそうかもしれませんが、最終的に外から外形的に見ている金融機関が判断するということになり、やはりどうしても更新自体があること自体が、やはり一つのリスクであって、特にこの事業自体が長期にわたるものでもあるので、事情変化などというのが起こる可能性というのは、必ずしも簡単に見積もることができないと思われる場合もあるということではないでしょうか。そこの部分は、どうしても金融実務的に保守的に見られるような場合があるのだと思うのですが、そういう意味では、今回の御回答の工夫をしてはいただいているものの、要望からすると少し難しいように思ひますが、元々20年としている理由というのは、どこにあるのでしょうか、Park-PFIの場合についてです。

○石川公園利用推進官 国土交通省公園緑地・景観課の石川と申します。

20年の根拠なのですけれども、元々Park-PFIを創設したときの想定している対象の施設というものが、今回の千葉県さんの御提案にあるような宿泊施設ではなくて、レストランとか売店といった小規模な便益施設の導入を前提に考えておりまして、その際、民間事業者さんへのヒアリングも踏まえて、20年という形で設定させていただいたところではあります。

○落合座長代理 なるほど。そうすると、今回の施設に関しては、本来的に20年でもなくて、30年にわたってということも、一見して不合理ではないようにも感じました。このあたりPark-PFIに、全般的にそういう特例を設けるのか、それとも、こういった特定の地域に着目して、少し違った形で整理をしていただくことも、一応あるかと思ひますが、この点、今回の事業について、20年でなければならぬ理由は、改めてありそうでしょうか。

○石川公園利用推進官 続いて、公園緑地・景観課の石川から回答を差し上げます。

20年のところは、我々の主張に同じなのですけれども、基本的には20年というパッケージがありながらも、制度的には設置管理許可の更新という形で、10年プラス20年プラスというのも、法制度上はできる形はできる形になっているので、事業期間を20年では足りない場合は、全ての都市公園で宿泊施設が必要というわけでもないでしょうし、個々の事業に応じて、既存の制度でできる工夫をしていただければ、十分対応できるかなと思っております。

特に我々としても、その金融機関さんのリスク審査というところで、行政が出している、ある種、公募資料の条件ですね、そこについて行政側が守られないリスクがあるのではないかということがない限りは、基本的には契約条件の一部なので、十分金融機関担保という形でも御利用いただけるのではないかなというところで、そういう使い方をしていただくのがよいと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ただ、これは、実際には、私も法律家なので、法律的にはこういう読み方であるというところはあると思います。一方で、私が先ほど申し上げたところも、事情変化とか、そういうのもあって、別に契約違反でなくても切られてしまうかもしれないという点も残るとは思います。この部分、実際に金融機関のほうから見た場合に、例えば、今回の国土交通省の説明だと、やはり貸せないよと言われた場合には、課題は残っているとわざわざを得ないのではないかとも思いますが、実際に、例えば、そこを金融機関に聞いてみていただいて、それで本当にできるのかどうかを確認して詰めていくということは、どう思われますでしょうか。

○片山課長 国土交通省公園緑地・景観課長の片山でございます。

委員の御提案のようなやり方は、あると思っております。ただ、Park-PFIが平成29年に創設されてから、現在、検討のところも含めて、全国で165か所程度、これは、令和5年度末でございますので、どんどん数は増えてきております。

その中で20年を超えるような施設というのは、先ほど御紹介しました、神戸の須磨海浜公園や大通り公園でございます。

その間、社団法人の日本公園緑地協会というところで、民間事業者、金融機関も含めたPark-PFI等も含めた研究会というものを、ずっと4年か5年ほど続けておまして、その中でも毎年のように、色々な提言をいただいておりますが、この期間延伸に関しては、全く今までそのような御提案、御提言というのをいただいたことはございませんので、ほかのところからも、今までこういう施設を提案したいのだけれども、期間が短過ぎるというお話も聞いたことがないので、我々のほうも、そういった外部の検討会、研究会を活用して声は拾っていききたいとは思っておりますが、でき得れば、こういった実例も出てきていることですから、千葉県さんのほうでも、何とか今まで現行制度でトライできないかといったところを少し追求していただければと思っております。

余計なことも申し上げましたが、以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

結果としてできているような事例もあるのではないかと、というお話であるとも思いました。ただ一方で、実際の金融機関の評価がどうなるかについては、これは聞いてみることで自ずから得るのではないかと、少し御理解を示していただけたと思います。これは千葉県さんのほうにも、地元の金融機関などにも少し聞いてみていただくといいかなと思いました。そういった形にさせていただいて、お聞きいただくことはできないでしょうか。

まずは、実態を確認することが何より大事だと思いますし、もちろん、先ほどおっしゃられていた、研究会などで議論されていることは意味があることだと思いますが、ほかの制度でも、この制度に限ったことではないと思いますが、やはり一つの検討会だったり、一つの場ということで、色々な意見が必ずしも出てこないということは、よくあることだと思います。逆に言うと、一つの検討会だけでも別に悪くはないのですが、そういうほかの意見が出てくることを否定できるような進行では、必ずしもないと思います。そこは実態のヒアリングを踏まえて議論を進められるといいかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川座長 では、国土交通省様、お願いします。

○伊賀川課長補佐 公園緑地・景観課の補佐をしております、伊賀川と申します。

今、委員から御指摘いただいた金融機関へのヒアリングは、千葉県のほうが行うという提案だったと理解していますが、それでよろしいでしょうか。

○落合座長代理 私のほうは、一旦そう考えてみました。

○伊賀川課長補佐 従来からお伝えしているとおおり、行政として、金融機関への担保はできているのではないかと、いう立場ですので、うちのほうが聞くのは、ちょっと違うかなと思ひまして、あと、聞いていただいた場合でも、必ずしもそれで制度改正をできるということではないということは御認識していただきたいと思ひます。

○落合座長代理 まずは聞いてみて、そういうファクト自体が何もなさそうではというお話だったと思ひます。そこが、実態はどうかということをは明らかにしていくところからかと思ひました。千葉県の方々のほうでは、金融機関の方に、本日の国土交通省のほうで追加の御説明がありました、これでリスクがないと判断できるのかどうかを聞いてみていただくということは可能でしょうか。

○中川座長 お願いします。

○薮谷課長 県の公園緑地課でございます。

実は、このワーキングに先立って、当方のほうでも地元の金融機関に、個人名は、今日発言できないのですけども、地元の金融機関のほうにヒアリングをさせていただきます。

その中で、やはりこういった資料にありましたように、21年目以降、ここら辺の審査のところというのは、委員もお話がありましたように、そのところで、色々審査が入ってリスクがあるのではないかと、いうところで、金融機関のほうも、そこを指摘されまして、最初にお金を、超大手さんとか、そういったところのお金の貸付けならばいいのですけれ

ども、色々な業態がある中で、やはりこのところというのは、融資するほうとしては、リスクとしてあるということを指摘されました。

あと、追加なのですけれども、やはり公募事業の実現に向けて、当然なのですけれども、民間事業者が最初に入っていただくと、もちろん、その後もきっちり公園管理者として指導・監督はしないといけないのですけれども、最初にこの事業に参画するときの、一つ事業に参画しやすい環境づくりの一つとして、一つの融資の関係を30年にして、少し融資のリスクが消えるというのは、県のほうの提案としては、背景にございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ちょうど前もって準備していただひいて、それはそれで良かったと思ひます。国土交通省様のほう、今のお話を聞かれていかがでしょうか。

○石川公園利用推進官 国土交通省公園緑地・景観課の石川と申します。

詳しくお伺ひしてみたいのは、Park-PFIの設置管理許可についても、当然都市公園法5条2項を満たしてないといけないのが要件になります。

通常の設置管理許可についても、Park-PFIほどの要件はなくて、都市公園法5条2項を満たしてれば法令上問題なくて、条件としては対等だと思うのですけれども、その要件を満たしてれば許可しますということをおらかじめ示すということが、Park-PFIの認定の担保に比べて弱いと金融機関のほうで考えられている理由というのは、どの点にあるのか、千葉県さんにお伺ひできればなと思ひます。

○薮谷課長 県の公園緑地課でございます。

繰り返しになるのですけれども、先ほど委員のほうからもありましたように、10年、21年目以降、このところで金融機関からの話では、21年目以降の設置許可を受けるところが、設置許可をすることができるというところで、ここに審査がどうしても、公園管理者、県のほうですね、こちらに審査が入るところ、ここが一つのリスクであって、あくまでも事前に協定書にあったとしても、やはり法律上とか法的な形で担保されているほうが、よりその融資のほうとしては、融資しやすいと、審査しやすいと、そういったお話を聞いております。

以上でございます。

○中川座長 どうぞ。

○落合座長代理 国土交通省さんには、今のやりとりで、千葉県のほうで少し課題を示していただひいたところがあると思ひますので、持ち帰って御検討いただけないかなと思ひます。また、追加してこういうことがあれば、別途、内閣府も入れていただひいて御質問をいただくなどして、確認をした上で、実際にどういったところがネックになっているのかをよく把握していただければと思ひました。

私のほうは、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

すみません、堀委員から手が挙がっているのですが、今のに係して、私のほうから御質問させてください。

国土交通省様のほうで、色々工夫いただいているというのは、私も認識しているのですが、できるからやらなくてもいいではないかという立場には、多分、国家戦略特区を所管している側としては立てないということだと思います。

それは、やはりそういうニーズが出てきたり、事情が変更されたような場合においては、より合理的な制度として国家戦略特区でまずは実験をしてみて、それを全国展開につなげていくという、そういう立場に我々はおりますので、今回のような色々な工夫をさせていただいて、ややアクロバティックにも見えるような、そういう工夫をした上で初めてできるようなことを、正面から都市公園法上の制度として、国家戦略特区の中で実験をしていくことができないのかという、そういうスタンスに立ってお伺いしておりますので、そういうスタンスの違いにつきましては御理解いただければと思います。

そういう意味で、少しお伺いしたいのですけれども、やはり千葉県様としても、これは、可能であるということについては、十分認識いただいているのだと思います。銀行のほうも、可能であるということは認識いただいているのだと思います。

ただ、国土交通省様の解決方法で、20年までは公法上の措置として措置されていて、その後、協定でできるではないかという話でありますけれども、この協定は、おそらく私法上の協定としてのお約束事なので、多分それで十分な措置になっているのかというのは、銀行さんとして不安になっているということではないかと私は理解しています。

もしも、それで大丈夫だという話であったとすれば、そもそもPark-PFIの期間を20年にしましたと、10年たって更新の許可が出てきた場合には、許可をしなければならないということが、法律の中で書かれているということが、それが全く協定で担保できるのだとしたら、そもそも10年更新の許可が出てきたときに、更新しなければならない、許可しなければならないという法律上の意味がよく分からなくなってしまうなど、私は思っています。それについては、どういう位置付けなのか、全く同じことができるのかということをお伺いできればと思います。

もう一点目ですけれども、例の建蔽率ですけれども、10分の2を参酌して条例で決めることができる。それがPark-PFIであれば、10分の10を参酌して条例で決めると。20年たって切れてしまった場合に、10分の2を参酌して条例で決めることができるからいいではないか、そうだとしたら10分の10を参酌して条例で決めることができるということの意味がよく分かりません。10分の2を参酌してどんどん拡大することができるのだとしたら、そもそもああいう規定を設ける必要があったのだろうか。元に戻るから、条例で決めさえすればいいのではないかというのは、やや私は乱暴な意見のように思うのですけれども、その辺は少し御意見をお伺いできればと思います。

以上です。

○石川公園利用推進官 公園緑地・景観課の石川でございます。

1点目の10年を法令で担保しているというところなのですが、元々都市公園法の中であったのは設置管理許可制度というもので、そこについては、特に公募手続とか、このPark-PFIに類する規定というのはなかったもので、その方針に対してどう対応するかというところは、公園管理者さんの裁量に委ねられていました。

Park-PFIの始まる前からも、一部の公共団体さんにおいては、設置管理許可の10年掛ける10年、20年という組み合わせで、事業期間を20年でとって、設置管理許可を使っていたという事例もあって、そういう事例を踏まえて、法令上制度に落とし込むと許可しなければならないというやり方になるということで、こういう制度ができました。

ですので、法令の規定はあくまで一つのモデルケース的な形で、公園での民間活力の導入という形で、公共団体さんに使っていただけるような一つのパッケージとして、御提供しているということで、必ずしも、それ以上の対応ができないというものではないと考えています。

もう一つの建蔽率のところも、今のお話と同じなのですが、Park-PFIというパッケージであれば、国のほうの法令で、公共団体さんのほうが参酌しなければいけないもとの法令の枠組みとして、100分の10の特例がプラスされているというところで、そこは、公共団体さんも、自分たちの条例で定めるときに、やりやすくするということがあるかと思えますので、法令で定める意味はあるかなと思っています。

ただ、今回のケースで宿泊施設というのは、先ほどの話でもありますけれども、やはり個別の公園、特に大きい公園で、本当に一部の限ったところで必要な施設だろうかと思いますので、それを前提に全ての公園に適用される建蔽率を上げるとか、そういうのはなかなか制度的には難しいかなと思っております。そういう意味では、公園の条例、こちらは個別の公園で建蔽率を定めるという考え方もできますよということを、我々都市公園法の運用指針でも示しておりますので、蓮沼海浜公園というところの特殊性を鑑みて、その建蔽率を特別に定めるということは何ら問題ないかなと思っています。

以上です。

○中川座長 いや、多分問題がないというお答えを期待しているのではなくて、デフォルトとして示している以上、それしか意味がないのだとしたら、本当かなという感じはしますが、デフォルトとして示しているということであれば、今回の千葉県の提案だけではなくて、横浜も神戸もそういうニーズが出てきているのだとすれば、それは特区として実験をする意味というのは、私は非常にあると思っております。

そういう意味で、今回、特区として実験していただくというのは、非常に有意義なことではないかと思っております。

すみません、堀委員、どうぞ。

○堀（天）委員 私もまさに、今、お伺いしたかった点、中川委員にコメントをいただいているので、意見だけ申し上げたいと思いますけれども、今ある制度で大丈夫ではないか

という、この有効期間のお話については、2 ページ目の千葉県の整理によると、Park-PFI の有効期間20年と定めて、10年目の設置管理許可については、5 条の7 の2 項による更新の条件を満たせば許可を与えなければいけないということですので、最初から20年という投資回収が見込めるような計画をつくれるのだけれども、その先の10年目では協定書と設置管理許可の更新が許可によってできるという規定になっていますので、やはり20年から30年にわたる部分というのは、落差が大きいということの御指摘かと思っておりました。

そうだとすると、できる規定があるからいいということではないと承知しておりまして、同じようにPark-PFIを、この特区の仕組みであれば、有効期間30年とすることもできるのではないかと思います。設置管理許可の更新は、許可を与えなければならない規定を10年ごとに設けるということは、例えば、今の制度と同じだと整理をすることはできるとしても、正面から30年というのを認めていただくということを御検討いただきたいと思っております。

なお、その協定書というのも、管理者との間の民民の契約だと思っておりますので、これを結ぶということを最初から管理者のほうで結べるのかという実務上の問題、懸念というものがあるのではないかと考えており、したがって、先ほどのような規定ぶりを特区のほうで認めるということを御検討いただきたい。それができないということであれば、その理由をお伺いしたいと思っておりました。

それから、建蔽率の点についても同様でして、条例で定めればいいのではないかといいことでしたが、どちらかという、最後のほうは、個々の都市公園ごとに定めたらどうかというお話に聞こえました。

特区なので区域を限定して、この中であれば、例えば、建蔽率はいくつになると、あらかじめ定めておくことによって、事業者側の予測可能性というものも、創意工夫というものも生まれてくると思っております。個別の都市公園ごとにといいことだとすると、そこを開発できるのかどうか、あるいは建蔽率がどうなるのかということも、あらかじめ示されないまま、何か場当たりに判断されるというのは、事業者としてもなかなか手挙げが難しいと思っておりますし、千葉県のほうの意見というのも、そのような背景があるのではないかと推測します。

したがって、こちらも特区ということであれば、区域は限定されますので、全国全てということではありませぬし、区域を限定し、かつ、何か施設の種類によるのだということであれば、そういう要件も入ってもいいのかもしれないかもしれませんが、建蔽率についての特例措置を正面から認めていただくという方向性がよいのではないかと考えており、それができないということであれば、その理由も教えてください。

すみません、2 点、もし、国土交通省様のコメントがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○中川座長 お願いします。

○石川公園利用推進官 国土交通省公園緑地・景観課の石川でございます。

1 点目の許可更新の考え方で、千葉県さんの資料の2 ページ目にありますとおり、法令

上は許可することができるということになっていて、要件を満たせば、公園管理者が許可することは問題ないということになっていて、それは御認識のとおりなのですが、最後に、24ページで、神戸市のほうがやられている例とかは、できるというか、この要件を満たしていれば、もう許可を行うものとするという形で、できるということではなくて、許可をしますということを行っている案件になっていまして、こういう対応は、我々としても差し支えないと考えています。

この許可の更新のときに、満たさなくてはいけない要件というのは、認定公募設置等計画であることの要件と同じですので、そこについては、差異がないかなというところを繰り返しますが、御説明させていただければと思います。

あと、建蔽率なのですが、これは、今、都市公園法上の建蔽率は、全て法令で定めているものに対して、公共団体さんがその値を参酌して、条例で定めないといけないことになっておりまして、基本的には、条例で定めていただかないといけないのです。ですので、その値をどうするかというところを、国のほうで、法律で一方的に決めてやるというのは、地方分権に逆行すると考えております。あくまで国としてはできても、参酌すべき元の値というものを、何か新しいものを示すという対応しか、考えられないかなとは思っています。

以上です。

○堀（天）委員 建蔽率の点は、条例で定めればよいというお答えでしたので、特区に関して、千葉県様、ほかの県についても、条例で足りるということであればいいのですけれども、むしろ、特区についての目線が一律に、全国一律で示されることのほうが、メリットがあるということをお提案ということであれば、引き続き千葉県様には御提案を維持していただきたいと思いました。

また、有効期間の話は、協定書を結べばいいというところ、あるいは事前にそれを約束すればいいというのが、どの程度を最終的に実務上ワークするのかというのは、公園管理者、事業者、それから金融機関のそれぞれのお立場があるのかなと思います。

手続が違うので、私としては、実質的に違いがあるのだろうと思っているのですけれども、そうではないというのが、国土交通省様のお答えになります。果たしてそうなのかなと思ったところです。

以上です。

○中川座長 落合委員、手が挙がっていますけれども。

○落合座長代理 最後にコメントですが、いずれにせよ、国土交通省さんに、より具体的な事実を、今回、千葉県のほうでもお示しいただいたところがありますので、改めて御検討をいただきたいと思っています。二つの論点いずれにも共通して言えることとしては、基本的な制度として発信をされているベースラインがどこなのかは、やはり実際の事業活動において、判断に重要な影響を与えるところがあると思います。これは、何か法学的にどうかというよりは、事業として見たときにどうなのかということなのです。

建蔽率の点についても、条例でできなくはないということではありますが、この区域が全部このようになっていくというほうが、その区域に対する同様の投資というのは、かなり可能性が高いだろうということで、事業者の投資等の判断もしやすいという側面があるのではないかとと思います。

また、結局、期間の点についても、細かい差異というのは、例えば、事業者であったり、金融機関であったり、色々なステークホルダーがいるときに、あまりに細かい解釈で、こうである、ああであると言っている、なかなか情報として伝わらないから、結果として、投資判断に当たってマイナスになることがあるということだと思えます。どこにデフォルトの線を引いて議論を始めるかは、実際に、これは制度をどうするかだけではなくて、事業としてこういうことがやりたいという話があるので、それを実際に実施できるようにする環境を整備するという意味では、明確に違う側面があるかと思えますので、是非そういった点も踏まえて御検討いただければと思えました。

私のほうからは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方から、何か御発言はございますか。

落合委員に最後にまとめていただいたような御検討を、国土交通省様にお願いできればと思います。

その際、千葉県様としましても、色々な情報、実態をお示しいただいて、その中で内閣府のほうでも中に入っていて意見を交換が闊達にできるような場を設置していただければと思います。

落合委員がおっしゃったことと繰り返しになりますけれども、できるからいいという話では多分なくて、法的な効果が国土交通省様の御提案で全く心配がないのだというのは、私にもわかには理解し難いのですけれども、そうであったとしても、デフォルトとして何を示すのかということによって、実態上の動き方が全然違ってくるとするのは、そのとおりだと思います。

特区というのは、それも含めて地域を限った実験をするということですので、是非国土交通省様におかれましては、これについて積極的な御検討をしていただくようお願い申し上げます。

そのほか、何か御発言をされる方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして、都市公園の公募設置等指針における有効期間の延長に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうも皆様、ありがとうございました。